資料１－５

他法令に係る認定事業所制度の概要について

１　他法令における認定事業所制度の概要について

高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号、以下「保安法」という。）では、高圧ガス施設の変更工事の完成検査や保安検査を自ら行うことができる認定事業所制度が法制化されている。

一方、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）では、平成 18 年度に厚生労働省において実施された「ボイラー等の自主検査制度の導入の可否に関する検討会」において、「高圧ガス保安法における事業所の事故及び高圧ガス製造事業所の事故並びに危険物施設における火災・漏えい事故はいずれもが増加を続けており、過去最も高い水準にある」こと、及び「国民の安全が脅かされる事案や企業活動に対する信頼をゆるがせ安心が阻害される事案が発生している」こと等から、自主検査制度の導入が見送られている。

以下に、保安法における認定事業所制度の概要等を示す。

（１）保安法における認定事業所制度の概要

①事業者は事業の許可を都道府県知事から受けなければならない。

②高圧ガス製造事業者等は、その製造設備等について、補修等の変更工事を行う場合、都道府県知事の許可を得るとともに、完了時に都道府県知事が行う完成検査を受けなければならないこととされている。（保安法第 14 条第１項、第 19 条第１項）

③高圧ガス製造事業者は、その製造設備について、都道府県知事が行う保安検査を年１回受けなければならない。（保安法第 35 条第１項）

④ただし、自ら変更工事に係る完成検査又は保安検査を行うことができるものとして経済産業大臣の認定を受けている者（認定完成検査実施者又は認定保安検査実施者）については、自ら完成検査又は保安検査を行い、その記録を都道府県知事に提出すれば、都道府県による完成検査又は保安検査を受けなくともよい。

⑤認定の有効期間は５年間であり、当該期間内に更新が行わなければ、認定の効力が失われる。

⑥「高圧ガスによる災害が発生したとき」、「発火その他高圧ガスによる災害の発生のおそれのある事故が発生したとき」、「認定基準に該当していないと認められるとき」等は、経済産業大臣は認定を取り消すことができることとされている。（保安法第 39 条の 12 第１項）

⑦認定を取り消された事業者は、取り消し後２年間は、再び認定を受けることができない。（保安法第 39 条の６第１項）

（２）認定事業所制度の状況

平成 23 年７月現在の認定取得事業所数は以下のとおり。

・認定完成検査実施者　78 事業所

・認定保安検査実施者（運転中）　89 事業所

・認定保安検査実施者（停止中）　91 事業所

（高圧ガス保安協会ホームページより参照）

（３）認定完成検査実施者の審査基準について

①事業所の保安体制

ア　本社の体制について

イ　事業所の体制について

②認定完成検査の体制について

※消防法における認定事業所制度の審査項目とほぼ類似した内容であるが、事業所の保安実績については、保安法に係る審査項目には含まれていない。（別紙参照）

＜参考＞

労働安全衛生法のボイラー及び第一種圧力容器の定期的な検査に係る制度の概要について

（１）制度の概要

①　労働安全衛生法のボイラー及び第一種圧力容器の設置後に公布される検査証は、有効期間が１年と定められており、有効期間を更新するため、登録性能検査機関が行う性能検査を受けなければならないこととされている。

②　ボイラー等の性能検査を受ける者は、受検の前に、ボイラー等の内部を冷却し、掃除し、その他性能検査に必要な準備をしなければならないこととされており、運転を止める必要がある。

③　ただし、所轄労働基準監督署長が、内部の冷却及び掃除をしない状態で性能検査を受けることができると認定したボイラー等は、運転を停止せずに登録性能検査機関が行う性能検査を受けることができる。（開放検査周期認定制度という。）

④　開放検査周期認定を受けることにより、開放検査（運転を止めて行う性能検査）は、認定を受けた開放検査周期（２年、４年、６年、８年の周期区分がある。）毎に１回行い、それ以外の年の性能検査は運転時検査とすることができる。

⑤　認定の有効期間は、認定の日から５年間とされている。

（イメージ図）

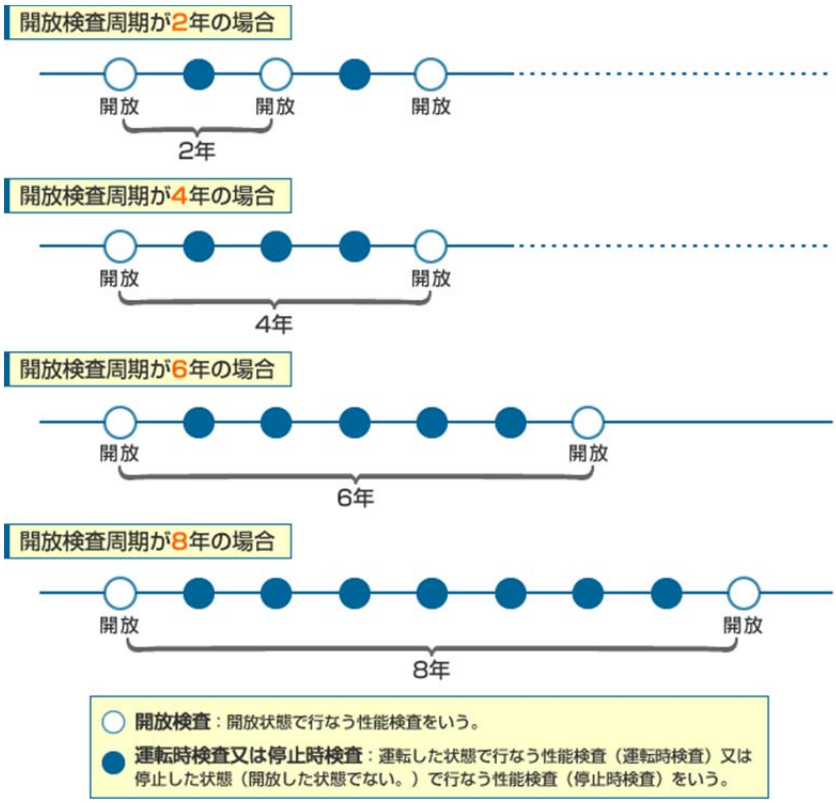

（社団法人日本ボイラ協会ホームページより引用）

（２）認定の要件について

・設置事業場において、過去の３年間事故が発生していない。
・安全管理体制、運転管理体制、保全管理体制が整備され、適切な管理が行われていること。
・適切な自動制御装置を備えていること。　／等

（３）認定の取り消しについて

所轄労働基準監督署長は、認定を受けた者等について、「認定の要件を満たさなくなったとき」、「認定後に行われる性能検査において、認定の対象となっているボイラー等が不合格とされ、又は補修等指示がなされたとき」等の事由に該当した場合は、ボイラー等の全部又は一部について認定を取り消すことができることとされている。